

学校感染症と出席停止の基準 学校保健安全法施行規則第18.19条より

分類	感染症名	出席停止の期間の基準	考え方
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1型)、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア	完全に治癒するまで	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の1類感染症及び2類感染症
第2種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過するまで	飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで(ただし、無症状病原体保有者で医師の許可があるものは登校可能)	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの
	その他の感染症 (マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・ウィルス性肝炎・感染性紅斑(りんご病)・手足口病・ヘルパンギーナ・流行性嘔吐下痢症(ウイルス性胃腸炎)など)	出席停止は保護者からの申し出があった時点で要相談(左記疾患は一例で、必ずしも出席停止を行うべきというものではない)	学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り行われるもの。(※1)

(※1)感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮の上で判断する必要がある。学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるもの。あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。